

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 亀岡市文書取扱規則等の一部改正
 (契約検査課) 2
- 亀岡市が設置する幼保連携型認定こども園に係る亀岡市教育委員会の意見聴取に関する規則
 (保育課) 3
- 亀岡市介護保険条例施行規則の一部改正
 (高齢福祉課) 4

—— 告 示 ——

- ふるさと亀岡自治活動応援交付金交付要綱の一部改正
 (自治防災課) 5
- ふるさと亀岡まちづくり応援交付金交付要綱の一部改正
 (市民力推進課) 5
- ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金交付要綱の一部改正
 (文化芸術課) 7
- 亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付要綱の一部改正
 (障がい福祉課) 7
- 亀岡市電子契約実施要綱 (契約検査課) 7
- 公示送達 (税務課) 9
- 公示送達 (保険医療課) 9
- 公示送達 (高齢福祉課) 9
- 亀岡市通話録音装置の設置及び運用に関する要綱
 (総務課) 10
- 公示送達 (保険医療課) 13
- 地縁団体の認可 (自治防災課) 15
- 公示送達 (税務課) 16

—— 訓 令 ——

- 亀岡市職員等の公益通報に関する要綱の一部改正
 (人事課) 18

—— 公 告 ——

- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 18
- 一般競争入札(条件付き)の執行
 (契約検査課) 19
- 一般競争入札(条件付き)の執行
 (契約検査課) 23
- 一般競争入札の執行 (財産管理課) 27
- 南丹都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る図書の写しの縦覧
 (都市計画課) 30
- 南丹都市計画区域区分の変更に係る図書の写しの縦覧
 (都市計画課) 30
- 農用地利用集積計画の縦覧
 (農林振興課) 30
- 公募型プロポーザル方式による優先交渉権者の選定 (資源循環推進課) 30
- 都市計画法に関する工事完了の公告
 (都市計画課) 31

—— 任免及び辞令 ——

監査委員欄

—— 公 表 ——

- 令和6年度定期監査及び行政監査 33
- 令和6年度財政援助団体等監査 37

教育委員会欄

—— 告 示 ——

○亀岡市立学校通話録音装置の設置及び運用に関する要綱 46

農業委員会欄

—— 公 告 ——

○令和7年1月定例総会の開催 48

規 則

亀岡市文書取扱規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第1号

亀岡市文書取扱規則等の一部を改正する規則

(亀岡市文書取扱規則の一部改正)

第1条 亀岡市文書取扱規則(平成13年亀岡市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第42条の2第2項中「施行文書に」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、契約事務に係る電磁的記録を用いた電子署名については、この限りでない。

(亀岡市財務規則の一部改正)

第2条 亀岡市財務規則(昭和40年亀岡市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第111条第1項中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第119条に次の1項を加える。

4 第1項(前項において準用する場合を含む。)に規定する契約書については、当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもってこれに代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該契約書とみなす。

第121条第2項中「準ずる書類」の次に「(次項において「請書等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項に規定する請書等については、当該請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもってこれに代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該請書等とみなす。

第128条第3項中「替える」を「代える」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項に規定する仮契約書については、当該仮契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもってこれに代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該仮契約書とみなす。

(亀岡市湯の花温泉供給条例施行規則の一部改正)

第3条 亀岡市湯の花温泉供給条例施行規則(平成19年亀岡市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第4条中「亀岡市湯の花温泉の供給に関する契約書(別記第3号様式)」を「契約書」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する契約書については、当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成をもってこれに代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該契約書とみなす。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市が設置する幼保連携型認定こども園に係る亀岡市教育委員会の意見聴取に関する規則をここに公布する。

令和7年1月6日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第2号

亀岡市が設置する幼保連携型認定こども園に係る亀岡市教育委員会の意見聴取に関する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第27条第1項の規定により、市が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち亀岡市教育委員会の意見を聴かなければならないものは、次のとおりとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関すること。
- (2) 幼保連携型認定こども園の設置、廃止又は休止に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第3号

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市介護保険条例施行規則（平成12年亀岡市規則第37号）の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中 「被保険者証」 を 「被保険者
記号・番号」 に改め、

「（医療保険被保険者証の写しを添付）」を削り、「同意します」の次に「。また、更新申請において、申請日から30日を超える場合でも、有効期間内に要介護・要支援認定が行われるときは、延期通知を省略することに同意します」を加える。

別記第6号様式中 「被保険者証」 を 「被保険者
記号・番号」 に改め、

「（医療保険被保険者証の写しを添付）」を削る。

別記第7号様式中 「被保険者証」 を 「被保険者
記号・番号」 に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第1号

ふるさと亀岡自治活動応援交付金交付要綱（平成30年亀岡市告示第157号）の一部を次のように改正する。

令和7年1月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条中「10分の7」を「10分の8」に、「第4条」を「次条」に改める。

第5条第2号中「第4条」を「前条」に改める。

第13条中「第12条」を「前条」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和6年1月1日以降に寄附され、令和7年度以降に自治会に対して交付する交付金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第2号

ふるさと亀岡まちづくり応援交付金交付要綱（令和4年亀岡市告示第44号）の一部を次のように改正する。

令和7年1月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1号中「第3条」を「次条」に改める。

第5条中「10分の7」を「10分の8」に改める。

第10条中「あたり」を「当たり」に改める。

第15条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、その承認の可否を決定し、ふるさと亀岡まちづくり応援交付金事業変更（中止）承認（不承認）決定通知書（別記第9号様式）により当該交付決定団体に通知するものとする。

第15条第3項を削る。

第16条中「交付団体」を「交付決定団体」に、「第16条第1項」を「前条第2項」に改める。

第17条及び第19条第2項中「交付団体」を「交付決定団体」に改める。

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

亀岡市長 団

ふるさと亀岡まちづくり応援交付金事業変更（中止）
承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで変更（中止）申請があったふるさと亀岡まちづくり
応援交付金事業について、ふるさと亀岡まちづくり応援交付金交付要綱第15条の規
定により下記のとおり決定しましたので通知します。

記

承認

変更後交付決定額 円
(条件)

不承認
(理由)

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和6年1月1日以降に寄附され、令和7年度以降に交付す
る交付金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第3号

ふるさと亀岡の歴史文化遺産を守る支援補助金交付要綱（令和元年亀岡市告示第127号）の一部を次のように改正する。

令和7年1月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第5条中「10分の7」を「10分の8」に改める。

第14条の見出し及び第15条中「交付金」を「補助金」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和6年1月1日以降に受けた寄附金について適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第4号

亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付要綱（令和2年亀岡市告示第205号）の一部を次のように改正する。

令和7年1月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条中「10分の7」を「10分の8」に改める。

第5条第2号中「第4条」を「前条」に改める。

第13条中「第12条」を「前条」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和6年1月1日以降に寄附され、令和7年度以降に交付する交付金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第5号

亀岡市電子契約実施要綱を次のように定める。

令和7年1月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市電子契約実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、亀岡市が行う電子契約に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サービス提供事業者 電子契約サービスを提供する事業者をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子契約サービス サービス提供事業者が市及び契約相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型電子契約サービスをい

う。

- (4) 電子契約書 法令に定める措置を講じた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成する契約書（変更契約書、請書、協定書及び覚書等の契約書類を含む。以下同じ。）をいう。
- (5) 電子契約 電子契約書を用いて行う契約をいう。
- (6) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (7) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる暗証番号をいう。
- (8) 承認者 契約相手方に契約書を送信する際、当該契約書が決裁を得たものと相違ないことを確認し、電子契約サービスによる電子署名の付与を承認する者をいう。
- (9) 担当者 契約事務を担当する職員をいう。（電子契約の利用範囲）

第3条 電子契約サービスは、市が締結する電子契約に利用できるものとする。ただし、書面で行うことが他の法令等において定められている契約又は電子契約によることが適当でないと認められる契約を締結する場合は、この限りでない。

（承認者の設置）

第4条 各課等に承認者を置き、所属長（亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）第2条に規定する課の長及びこれに相当する職にある者をいう。以下同じ。）をもって充てる。承認者が不在のときは、亀岡市事務処理規程（昭和58年亀岡市訓令第2号）の代決規定の例により処理するものとする。

（電子契約サービス運用管理者）

第5条 電子契約サービスの運用及び管理をするため、電子契約 サービス運用管理者（以

下「管理者」という。）を置き、契約検査課長をもって充てる。

- 2 管理者は、次に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 電子契約サービスの利用可能な状態の維持
 - (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性の確保
 - (3) 電子契約サービスの効率的な運用及び適正な管理
 - (4) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項（アカウント等の取扱い）

第6条 アカウントは、管理者が設定し、各所属長に付与する。

- 2 アカウントの変更は、管理者が原則的に行うものとする。
- 3 パスワードの設定及び変更は、各所属長が行うものとする。
- 4 アカウントの取扱いは、各所属長及び担当者がこれを適正に行わなければならない。
- 5 所属長は、パスワードを所属外の者に知られないように厳重に管理しなければならない。（事故報告）

第7条 所属長はパスワードの漏えい等の事故があったときは、直ちにその旨を管理者に報告しなければならない。

（利用方法）

第8条 担当者は、契約相手方からの電子契約利用申出書の提出により、当該契約相手方に電子契約サービスを利用した契約締結の意思があることを確認するものとする。

- 2 契約相手方に電子契約書を送信するときは、承認者を經由しなければならない。（電子契約書の保存等）

第9条 電子契約書データは、市長が定める方法により、適切に保存し、及び管理しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第6号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年1月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和6年度 市民税・府民税・森林環境税 税額変更通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第7号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年1月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和6年度

後期高齢者医療保険料督促状第5期分

2 送達を受けるべき者

No.	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第8号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年1月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和6年度介護保険料督促状 第6期分

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第9号

亀岡市通話録音装置の設置及び運用に関する要綱を次のように定める。

令和7年1月14日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公正かつ適正な職務の執行を確保し、職員への不当な圧力の排除及び犯罪を防止することを目的として庁舎等に設置する通話録音装置及び通話録音データの適正な管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項に規定する特別職の職員のうち市長、副市長、病院事業管理者及び教育長をいう。
- (2) 庁舎等 市の事業又は事業の用に供する建物及びこれに附属する建物をいう。
- (3) 通話録音装置 電話機での通話内容を録音し、又は記録する装置をいう。
- (4) 通話録音データ 通話録音装置により録音し、又は記録された音声等をいう。
- (5) 電磁的記録媒体 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を保存するための媒体をいう。
- (6) クラウドサーバー 通話録音装置により録音した音声を一時的に保存するクラウド上のサーバーをいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 通話録音装置の適正な管理及び運用を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、通話録音装置が設置されている所管課等の長をもって充てる。

- 2 管理責任者に事故があるとき又は管理責任者が欠けたときは、管理責任者があらかじめ指名する者がその職務を代行する。
- 3 管理責任者は、通話録音装置の適正な管理及び運用に関する事務を行うに当たり必要があると認めるときは、通話録音装置管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くことができる。
- 4 管理責任者及び管理取扱者は、通話録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他当該通話録音データの適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（職員の責務）

第4条 職務上、通話録音装置により情報を知り得る職員は、この要綱の規定を遵守し、通話録音装置及び通話録音データの適正な運用に努めなければならない。

- 2 職員は、通話録音装置により知り得た情報を第三者に知らせ、又は職務以外の目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（通話録音装置の設置等の公表）

第5条 通話録音装置を設置したときは、その設置及び利用目的について、市のホームページ等により公表するものとする。

（通話録音データの保存）

第6条 通話録音データの保存期間は、当該データを保存する電磁的記録媒体又はクラウドサーバーの記録容量の範囲で当該機器により自動更新されるまでとする。ただし、管理責任者が必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 通話録音データは、記録したときの状態で保存し、編集及び加工をしてはならない。

（通話録音データの提供等）

第7条 通話録音データは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、複製し、又は外部に提供してはならない。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第69条第2項各号のいずれかに該当すると亀岡市個人情報保護法施行条例（令和4年亀岡市条例第26号。以下「法施行条例」という。）第2条第2項に規定する機関が認める場合
- (2) 亀岡市議会個人情報保護条例（令和4年亀岡市条例第32号）第12条第2項各号のいずれかに該当すると議長が認める場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関（法施行条例第2条第2項に規定する機関又は議長をいう。以下同じ。）が特に必要と認める場合

2 前項各号のいずれかに該当し、通話録音データ又は複製データ（以下「通話録音データ等」という。）の提供を希望する者（以下「申請者」という。）は、亀岡市通話録音データ等提供申請書（別記第1号様式）を実施機関に提出しなければならない。

3 実施機関は、前項の申請があったときは、提供の可否を決定し、亀岡市通話録音データ等提供決定通知書（別記第2号様式）又は亀岡市通話録音データ等不提供決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

4 実施機関は、第1項の規定による通話録音データ等の提供に当たっては、必要かつ適切な範囲に限ることとし、当該提供を受ける者に対し、次に掲げる事項について遵守を求めるものとする。

- (1) 通話録音データ等を適正に管理すること。
- (2) 提供を受けた目的以外の目的での利用及び第三者への無断提供をしないこと。
- (3) 提供を求めた目的を達成したとき、又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに当該通話録音データ等を返却又は消去若しくは破砕すること。

5 管理責任者は、第1項の規定により通話録音データ等を提供したときは、提供年月日、提供先、提供理由、提供した通話録音データ等の記録日時及び内容等必要事項を亀岡市通話録音データ等提供記録簿（別記第4号様式）に記録するものとする。

（個人情報の取扱い）

第8条 通話録音データに含まれる個人情報の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、法、法施行条例及び亀岡市個人情報保護法施行細則（令和5年亀岡市規則第9号）並びに亀岡市議会個人情報保護条例の規定によるものとする。

（苦情の処理）

第9条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第10号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年1月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
2	更正・決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
4	更正・決定通知書	令和6年度	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略

17	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
27	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
28	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
29	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
30	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
31	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
32	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
33	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略
34	督促状	令和6年度 第6期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年1月15日

亀岡市長 桂川孝裕

認可を行った地縁による団体

1 名称 千代川町明晴区

2 規約に定める目的

次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の扶助と融和、親睦を図り、環境保全及び防災意識を高めるとともに、福祉の増進と地域住民の生活向上に寄与することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設等の維持管理
- (4) 防災対策、福祉活動
- (5) その他目的達成に必要な事業

3 区域

亀岡市千代川町明晴1丁目から6丁目までの区域とする。

4 主たる事務所

亀岡市千代川町明晴4丁目2番地3

5 代表者の氏名及び住所

氏名 高橋 勇輝

住所 省略

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 規約に定める解散の事由

地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日 令和7年1月15日

「揭示済」

亀岡市告示第12号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在不明又は外国においてすべき送達が困難であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和7年1月24日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	令和6年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
2	令和6年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
3	令和6年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
4	令和6年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
5	令和6年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
6	令和6年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
7	令和6年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
8	令和6年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
9	令和6年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
10	令和6年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
11	令和6年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
12	令和6年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
13	令和6年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
14	令和6年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
15	令和6年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
16	令和6年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略
17	令和6年度 督促状 市府民税 第4期	省略	省略

18	令和6年度 市府民税 督促状 第4期	省略	省略
19	令和6年度 市府民税 督促状 第4期	省略	省略
20	令和6年度 市府民税 督促状 第4期	省略	省略
21	令和6年度 市府民税 督促状 第4期	省略	省略
22	令和6年度 市府民税 督促状 第3期	省略	省略
23	令和6年度 市府民税 督促状 第4期	省略	省略
24	令和6年度 市府民税 督促状 第4期	省略	省略
25	令和6年度 固定資産税 督促状 第4期	省略	省略

- 2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

訓令

亀岡市訓令第1号

庁中一般

亀岡市職員等の公益通報に関する要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年1月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市職員等の公益通報に関する要綱の一部を改正する訓令

亀岡市職員等の公益通報に関する要綱（平成25年亀岡市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号に次のように加える。

エ 公益通報の日前1年以内にアからウまでに規定する者であったもの

附 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

公告

亀岡市公告第1号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和7年1月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和7年1月6日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第2号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する「週休2日制促進工事（発注者指定方式）」の対象である。

また、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年1月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|-------------|---|
| (1) 工事番号 | 区第2号 |
| (2) 工事名 | 市道高野林12号線他道路改良工事 |
| (3) 工事場所 | 亀岡市千代川町明晴二丁目 地内ほか |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 |
| (5) 工事概要 | 工事延長 L=75m、W=6.0m |
| | 道路土工 1式 |
| | 擁壁工 重力式擁壁 V=110m ³ |
| | 石・ブロック積工 コンクリートブロック積 A=6m ² |
| | カルバート工 プレキャストボックス L=14m |
| | 排水構造物工 暗渠排水管 L=12m |
| | 現場打ち街渠柵 N=3箇所 |
| | 現場打ち集水柵 N=1箇所 |
| (6) 工期 | 契約日の翌日から令和7年3月31日まで |
| (7) 部分払 | 無 |
| (8) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (9) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (10) 最低制限価格 | 採用 |
| (11) 入札保証金 | 免除 |
| (12) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者 |

が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年1月7日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年1月7日（火） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年1月16日（木） 午前9時から午後5時まで 令和7年1月17日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年1月20日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年1月15日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年1月20日（月）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年1月22日（水） 午後5時まで	共通事項5-1のとおり

入札期間	令和7年1月27日（月） 午前9時から午後5時まで 令和7年1月28日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり	
予定価格の公表	令和7年1月28日（火）午後4時以降	入札情報公開システムによる	
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和7年1月30日（木）正午まで	共通事項5-2のとおり	
予定価格に関する質問への回答	令和7年1月31日（金）まで	共通事項5-2のとおり	
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和7年1月31日（金） 午前10時	令和7年2月3日（月） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和7年2月3日（月） 午前9時から午後3時まで	令和7年2月4日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和7年2月3日（月） 午後3時以降	令和7年2月4日（火） 午後3時以降	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより

送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

- (4) 「週休2日制促進工事（発注者指定方式）」の詳細については、亀岡市週休2日制促進工事实施要領等（亀岡市ホームページ掲載）によるものとする。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課（電話0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第3号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和7年1月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第14号
- (2) 工事名 亀岡中部農地整備事業（余部・安町工区）に伴う配水管移設工事（その1）
- (3) 工事場所 亀岡市余部町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 配水管布設工
HPPE φ50 L=109.1m
HIVP φ50 L=4.0m
- (6) 予定価格（税込） 2,244,000円
【入札書比較価格（税抜）2,040,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から120日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 無
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 免除

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和6年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「C等級」に認定された者のうち、希望順位3位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者等のいずれかに配置すること。
- (5) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した水道施設工事（C等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（C等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (6) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和6年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害対象案件、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものと契約変更の増減額は対象外とする。）
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (8) 入札参加申請時において、亀岡市又は京都府の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和7年1月15日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和7年1月15日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和7年1月21日（火） 午前9時から午後5時まで 令和7年1月22日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和7年1月23日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和7年1月20日（月） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和7年1月23日（木） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和7年1月24日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和7年1月28日（火） 午前9時から午後5時まで 令和7年1月29日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和7年1月30日（木） 午前11時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先) 亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第4号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和7年1月20日

亀岡市長 桂川孝裕

入札事項	亀岡市公有地の売却（元保津8区農機具保管庫及び珠算教室の跡地） 売却する物件：亀岡市保津町上火無28番42 宅地 754.36㎡（実測）
入札日時及び 入札場所	令和7年3月21日（金曜日） 入札：午前10時から午前10時40分まで 開札：午前11時から 場所：亀岡市役所4階入札室
入札参加資格	日本国内に居住している者。ただし、次のアからオまでに該当する者は参加できない。 ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者 イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者 ウ 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等並びにこれらの者の依頼を受けて市有地等の売買契約をしようとする者 エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する者 オ 亀岡市税に滞納がある者
参加申込み	この入札に参加を希望する場合は、事前の申込みを必要とする。
参加申込受付 期間及び場所	参加申込みは、次の期間内に亀岡市役所1階財産管理課（14番窓口）にて受け付ける。 令和7年1月27日（月曜日）から令和7年2月19日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
実施要領及び 入札参加申込 書等の配布	「亀岡市公有地の売却について（亀岡市保津町上火無28番42）：実施要領【令和7年3月21日入札実施】」として、令和7年1月20日（月曜日）から亀岡市ホームページにて配布する。入手できない場合は亀岡市財産管理課に問い合わせること。

<p>予定価格（最低売却価格）の有無</p>	<p>予定価格（最低売却価格）を次のとおり設定する。 8,000,000円</p>
<p>土地の利用及び留意事項</p>	<p>入札する物件は、次の土地利用条件等が付される。</p> <p>ア 本物件は市街化調整区域内にあるが、自己用住宅などの指定用途の建築物の立地（開発・建築許可）を可能とする「既存集落まちづくり区域指定制度」の指定区域であるため、自己用住宅などの建築が検討できる土地。当該地での建築に係る計画や申請などに際しては、必ず事前に亀岡市都市計画課に相談の上、都市計画法の開発許可制度に係る協議や手続を進めること。</p> <p>イ 土地利用に関する主な用途：定住やUターンなどの移住促進のため、自己用住宅又は非自己用住宅を建築すること。ただし、店舗、事務所等を建築する場合は、住宅を併設すること。なお、閑静な住宅街であることから、工作機械等、騒音や振動により周辺環境に影響を及ぼすものは設置できない。周辺地域の生産環境、業務環境又は居住環境と調和した自己用住宅等の建築を購入者が事業主として行うこととし、購入者自らが一切建築に着手することなく第三者に譲渡することは固く禁ずる。概ね3年以内に住宅にて利用し、事業用地のみの利用は対象外とする。</p> <p>ウ 給水に関する条件：北側市道内には配水管（H P P E φ 5 0 mm）が布設されている。当該地の北東部市道側にφ 1 3 mmの給水引込みがあり、開栓手続により水道の使用が可能。別途給水装置工事（新設・改造・撤去）を行う場合は、工事費及び申込み時に加入金や申請手数料が必要。土地利用の状況に応じて関係課と十分協議、調整を行うこと。</p> <p>エ 下排水に関する条件：北側市道側に公共汚水柵が2箇所設置されている。別途公共汚水柵の新設、改修、撤去及び宅地内排水設備工事を行う場合は関係課と十分協議、調整を行うこと。なお、当該地の受益者負担金は完納されている。</p> <p>オ 都市計画法、建築基準法、建築基準法施行条例（京都府）、亀岡市宅地開発等に関する条例など亀岡市の関係条例、その他全ての関係法令等を遵守するとともに、土地利用の状況に応じて関係機関、関係課等と十分協議、調整の上、適切に処理すること。</p> <p>カ 本物件は契約締結時における現状有姿のまま売り渡す。ただし、北西角に設置している亀岡市掲示板については、亀岡市で撤去する。</p> <p>キ 本物件は、土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は行ってない。各調査を実施する必要がある場合は、買受人の費用負担で行うこと。また、これらに関して本物件の引渡し後に不測の損害が生じた場合でも、亀岡市は一切の責任を負わない。</p> <p>ク 本物件は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域（土石流）に指定されている。</p> <p>ケ 本物件は、引渡しの日から2年間に限り民法第562条から第564条まで</p>

	<p>に定める契約不適合責任を負う。</p> <p>コ 土地利用、工事等にあたり、近隣住民に対して誠意をもって対応することとし、亀岡市は関与しない。なお、工事等に伴う騒音、振動、埃等及び新施設を建設したことに起因する電波障害、風害、日影等の周辺への影響については、購入者の責任において対応すること。</p> <p>サ 接道条件や敷地内の高低差などを含め、現地及び周辺環境の状況を購入者自身で確認の上、入札参加すること。</p>
土地の用途制限	<p>入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付される。</p> <p>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供しないこと。</p> <p>イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項までに規定する風俗関連営業の用途に供しないこと。</p>
無効な入札	<p>次の入札は無効とする。</p> <p>ア 入札参加資格のない者がした入札</p> <p>イ 指定の時刻までに提出しなかった入札</p> <p>ウ 所定の入札書によらない入札</p> <p>エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札</p> <p>オ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札</p> <p>カ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札</p> <p>キ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札</p> <p>ク 入札金額を訂正した入札</p> <p>ケ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札</p> <p>コ 指定の日時までに事前申込みをしなかった者がした入札</p>
落札者の決定方法	<p>予定価格（最低売却価格）以上の額の入札のうち、最高額で入札した者を落札者とする。同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」による。</p>
入札保証金及び契約保証金	<p>入札保証金（現金又は小切手）は入札額の5%以上、契約保証金は契約金額の10%以上とする。</p>
その他	<p>入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地の売却について（亀岡市保津町上火無28番42）：実施要領【令和7年3月21日入札実施】」で確認し、全て承知、承諾の上、入札参加すること。</p>
問い合わせ先	<p>亀岡市会計管理室財産管理課 電話0771-25-5160</p>

「揭示済」

亀岡市公告第5号

京都府から南丹都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和7年1月22日

亀岡市長 桂川孝裕

1 種類

南丹都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市公告第6号

京都府から南丹都市計画区域区分の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和7年1月22日

亀岡市長 桂川孝裕

1 種類

南丹都市計画区域区分

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市公告第7号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和7年1月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和7年1月23日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第8号

亀岡市埋立てごみ中間処理事業について、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年1月24日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

亀岡市埋立てごみ中間処理業務

(2) 業務内容

収集した埋立てごみの中の物を次のとおり分別し、適切に処理を行うもの。

- ・資源化（売払いできるもの）
- ・資源化（売払いできないもの）
- ・可燃ごみとして焼却できるもの
- ・埋立てごみとして処理するもの

(3) 業務場所

エコトピア亀岡（亀岡市東別院町大野法華1番地）

(4) 業務期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

(5) 見積限度額

39.6円/kg

（消費税及び地方消費税を含む。）

2 その他

詳細は、亀岡市埋立てごみ中間処理業務プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和7年1月27日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

亀岡市曾我部町穴太藤ノ木41の3

（関連区域）

亀岡市曾我部町穴太鐘槻1の2、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

向日市森本町下森本24の43

谷口 翔平

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通)

檜 垣 伸 次
辻 村 修 二
則 松 沙耶歌
楠 善 夫
北 山 尚 美
桂 喜久子

亀岡市情報公開・個人情報保護審議会委員に委
嘱します

任期は令和8年12月31日までとします

(各 通)

浦 川 源二郎
右 近 潤 一
山 田 智 久
塚 本 綏佳子
藤 村 かをる

亀岡市情報公開・個人情報保護審査会委員に委
嘱します

任期は令和8年12月31日までとします

令和7年1月1日

(各 通)

堤 元 博
永 田 真 帆
田 部 頼 子
山 内 昭
上 田 政 行
俣 野 和 俊
森 美 玲
高 澤 伸 江
伊 藤 亮 介
西 井 義 博
中 西 一 夫
八 木 雅 浩

亀岡市環境審議会委員に委嘱します

令和7年1月23日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年1月31日

亀岡市監査委員 関本孝一
 亀岡市監査委員 齊藤一義

1 監査の種類

令和6年度定期監査及び行政監査

2 監査の対象

監査対象課等に係る令和6年度の事務の執行及び財務に関する事務の執行について

3 監査の着眼点

市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行った。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査委員室

(2) 監査日程

対象課等	監査期間	ヒアリング実施日
○政策企画部 企画調整課 財政課 情報政策課	令和6年9月13日から 令和7年1月31日まで	令和6年10月11日

<ul style="list-style-type: none"> ○市長公室 <ul style="list-style-type: none"> 秘書課 広報プロモーション課 人事課 ふるさと納税課 ○子ども未来部 <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課 子ども家庭課 保育課 ○産業観光部 <ul style="list-style-type: none"> 商工観光課 農林振興課 農地整備課 ○農業委員会事務局 	<p>令和6年10月22日から 令和7年1月31日まで</p>	<p>令和6年11月13日 令和6年11月14日 令和6年11月15日</p>
--	-------------------------------------	---

6 監査委員の除斥

産業観光部農地整備課の監査は、地方自治法第199条の2の規定により、齊藤一義監査委員を除斥して行った。

7 監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 政策企画部

以下の各課に係る令和6年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 企画調整課

(ア) 亀岡市婚活支援事業補助金について、実績報告書の提出が遅れていた。

亀岡市婚活支援事業補助金交付要綱には、申請者は、事業が完了した日から起算して30日経過する日までに、実績報告書を提出しなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 財政課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 情報政策課

特に指摘する事項はなかった。

(2) 市長公室

以下の各課に係る令和6年9月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていた。

ア 秘書課

特に指摘する事項はなかった。

イ 広報プロモーション課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 人事課

特に指摘する事項はなかった。

エ ふるさと納税課

特に指摘する事項はなかった。

(3) こども未来部

以下の各課に係る令和6年9月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 子育て支援課

特に指摘する事項はなかった。

イ こども家庭課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 保育課

(ア) 延長保育料について、歳入の調定が行われていなかった。

地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならぬと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(4) 産業観光部

以下の各課に係る令和6年9月末現在に

おける財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 商工観光課

(ア) 市有地占用料の納入通知書について、納期限に誤りがあった。

亀岡市財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日と定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 川の駅・亀岡水辺公園の指定管理について、月次報告書で報告する事項の一部が受注者から書面で報告されていなかった。

指定管理仕様書には、月次報告書として、視察等の対応件数及び内容が明らかになる書類を作成し、提出することと定められている。

仕様書に基づき適正な事務処理をされたい。

(ウ) 川の駅・亀岡水辺公園の指定管理について、受注者が実際に運用している利用料金（冷暖房設備使用時の加算額）の承認願が提出されていなかった。

基本協定書には、利用料金の額を変更しようとするときには、額を変更しようとする日の2月前までに、亀岡市の承認を得なければならないと定められている。

協定書に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 農林振興課

(ア) 農業振興事業収入の納入通知書について、納期限に誤りがあった。

亀岡市財務規則には、納入通知書を

発する日から14日以内の日と定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

ウ 農地整備課

(ア) 奥書証明手数料の納入通知書について、納期限に誤りがあった。

亀岡市手数料徴収条例には、手数料は、手数料を徴収する事項についての申請、交付又は閲覧の際に、申請者からこれを徴収すると定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(5) 農業委員会事務局

令和6年9月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

(ア) 耕作等証明手数料について、一部の歳入の調定に誤りがあった。

地方自治法施行令には、歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならぬと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) タブレット端末契約について、農業委員会会長名で契約が締結されていた。

亀岡市財務規則には、契約権者は市長又はその委任を受けて契約を締結する者をいうと定められているが、市長の権限に属する事務の一部を亀岡市農業委員会に委任する規則では、契約権については

委任されていない。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

8 意見

以上が、政策企画部等における令和6年度の財務に関する事務の執行等について監査した結果である。

なお、今回の監査で見受けられた以下の点については、今後の事務処理において留意されたい。

歳入の調定において、事前に調定すべきものが行われていなかったほか、納入の通知において、納入通知書で納期限の記載を誤っていた。

これらのことは、過去の定期監査においても指摘しているが、該当した所属だけでなく、全庁的に改善されるよう取り組まれない。

さらに、財務に関する事務の執行においては、根拠法令等に基づく事務処理が求められることから、全ての所属において事務処理の基本を再認識するとともに、ダブルチェックを徹底し、適正な調定及び納入通知の徹底に努められたい。

また、公の施設の指定管理においては、基本協定書及び施設管理業務仕様書に定める事項が行われていない事例が見受けられた。

今後は、指定管理業務の基本となる協定書及び仕様書に定める事項が確実に履行されるよう、受注者との意思疎通を図ることはもとより、常に連絡調整を行いながら、適正で円滑な施設の管理運営が行われるように期待するものである。

「揭示済」

亀岡市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年1月31日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 齊藤一義

財政援助団体等監査の結果に関する報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

記

第1 監査の概要

1 監査の種類

令和6年度財政援助団体等監査

2 監査の対象年度

令和5年度

3 監査の対象

- (1) 公益財団法人亀岡市福祉事業団、公益財団法人亀岡市農業公社、亀岡商工会議所及び公益社団法人亀岡市シルバー人材センターの財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について

- (2) 健康福祉部地域福祉課、産業観光部農林振興課、産業観光部商工観光課及び健康福祉部高齢福祉課の財政的援助等に係る事務の執行について

4 監査の着眼点

(1) 財政援助団体

亀岡市が補助金等の財政的援助を行っている団体について、財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

(2) 公の施設の指定管理者

亀岡市が公の施設の管理を行わせている団体について、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

令和5年度に亀岡市から監査対象団体へ交付された補助金等の中から抽出して監査を行った。

監査対象団体及び所管課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し、監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査委員室及び監査対象団体会議室等

(2) 監査日程

団体名	監査期間	ヒアリング実施日
公益財団法人 亀岡市福祉事業団	令和6年9月13日から 令和7年1月31日まで	令和6年10月7日
公益財団法人 亀岡市農業公社		令和6年10月11日
亀岡商工会議所		令和6年10月15日
公益社団法人亀岡市 シルバー人材センター		

7 監査委員の除斥

亀岡商工会議所の監査は、地方自治法第199条の2の規定により、関本孝一監査委員を除斥して行った。

第2 監査の結果

1 公益財団法人亀岡市福祉事業団の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市福祉事業団（以下、「福祉事業団」という。）は、障がい者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の職業生活・教養の向上、健康の増進、就労支援、社会参加・交流・余暇活動の促進、連帯感の醸成等に関する事業を行うことにより、市民福祉の増進に寄与することを目的として活動している。

これらの目的を達成するため、主に次の事業を行っている。

- (ア) 障がい者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の職業生活・教養の向上、健康の増進、就労支援、社会参加・交流の促進等に関する各種講座やセミナー、相談等の事業
- (イ) 障がい者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の主体的な福祉活動の促進に関する指導・助言事業
- (ウ) 亀岡市総合福祉センター管理運営に関する事業
- (エ) その他、福祉事業団の目的を達成するために必要な事業

イ 組織（令和6年3月31日現在）

- (ア) 役員
 - 理事 6人
(うち理事長1人、常務理事1人)
 - 監事 2人
 - 評議員 6人
- (イ) 事務局
 - 館長 1人（常務理事・課長兼務）
 - 主幹 1人

主査	1人
主事	2人
再雇用職員	2人
アルバイト職員	24人

(2) 補助金の概要

令和5年度に亀岡市から福祉事業団へ交付された補助金総額は16,877,537円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

補助金名称	補助金額	補助内容
公益財団法人 亀岡市福祉事業団活動補助金	16,877,537	福祉事業団が総合福祉センターの設置目的達成に向けて行う活動経費に対する補助

(3) 指定管理料の概要

令和5年度に亀岡市から福祉事業団へ支払われた亀岡市総合福祉センターに係る指定管理料は21,799,000円である。

その内訳は、人件費（職員給与等）、事務費（委託費、光熱水費、修繕費等）となっている。

(4) 監査の結果

ア 福祉事業団に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金及び指定管理料に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

a 職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の時間単価の計算に誤りがあった。

公益財団法人亀岡市福祉事業団給与規程（以下、「福祉事業団給与規程」という。）には、給与の額及び支給方法については、亀岡市一般職員の給与に関する条例（以下、「亀岡市一般職員給与条例」という。）の例に準ずるものとして定められている。

規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

b 再雇用職員の勤務時間並びに給料及び時間外勤務手当の時間単価の計算に誤りがあった。

再雇用職員の雇用何書を確認したところ、2名の再雇用職員に対し、週37時間45分の勤務で雇用する旨の人事異動通知書を交付していた。その結果、給料及び時間外勤務手当の時間単価についても、誤った単価をもとに計算し支給していた。

公益財団法人亀岡市福祉事業団再雇用規程（以下、「福祉事業団再雇用規程」という。）には、勤務時間は、休憩時間を除き、1週間あたり15時間30分から31時

間の範囲内で別に定めると定められている。また、福祉事業団再雇用規程において、給料は、亀岡市一般職員給与条例に規定する定年前再任用短時間勤務職員の例に準じ、理事長が別に定めると定められており、時間外勤務手当の算出方法は、常勤職員の例に準じると定められている。

規定に基づき、適正な事務処理をするとともに、必要に応じて福祉事業団再雇用規程及び関連する諸規程等の見直しを検討されたい。

イ 健康福祉部地域福祉課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金及び指定管理料に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

a 職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の時間単価の計算に誤りがあった。

福祉事業団給与規程に基づき、適正な事務処理を行うよう改善指示されたい。

b 再雇用職員の勤務時間並びに給料及び時間外勤務手当の時間単価の計算に誤りがあった。

福祉事業団再雇用規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導するとともに、関係書類についても十分精査されたい。また、再雇用職員の勤務実態に即して福祉事業団再雇用規程及び関連する諸規程等の見直しについて検討するよう改善指示されたい。

c 亀岡市福祉事業団から提出された目的外使用許可申請について、許可の手続きが取られていなかった。

亀岡市総合福祉センターの管理運営に関する基本協定書には、受注者は、利用者の利便性向上のため、自動販売機を設置するなど、亀岡市総合福祉センター条例で定めている業務以外に使用する場合は、あらかじめ発注者の許可を得なければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務が行われるよう改善されたい。

2 公益財団法人亀岡市農業公社の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市農業公社（以下、「農業公社」という。）は、急速な都市化混住化の進行により、畜産経営における家畜排せつ物に起因する環境汚染が問題となっているため、広域的な利用が可能な家畜排せつ物処理基幹施設（堆肥製造施設）を建設することにより、畜産経営に係る環境問題を解決し、安定した経営基盤の確立を図るとともに、施設で製造された良質の完熟堆肥の施用による土づくり対策を通じて、亀岡市における有機農業の確立と環境保全型農業を推進すること、多様な担い手の意欲を大切にした新規就農者を支援することなどを目的として活動している。

これらの目的を達成するために、主に次の事業を行っている。

(ア) 堆肥事業

- a 畜産堆肥の製造に関する業務
- b 堆肥散布作業の受託に関する業務
- c 亀岡市土づくりセンターの施設及び付帯設備の維持管理に関する業務
- d その他堆肥事業に必要な業務

(イ) 農業公園事業

- a 体験農園等に関する業務
- b 農業公園の管理に関する業務
- c その他農業推進事業に必要な業務

(ウ) リサイクル事業

- a 動植物性残さの受入れ及び堆肥化に関する業務
- b その他リサイクル事業に必要な業務
- c その他農業公社の目的を達成するために必要な業務

イ 組織（令和6年3月31日現在）

- (ア) 役員 理事 8人
 （うち理事長1人、副理事長1人、常務理事1人）
 監事 2人
 評議員 6人
- (イ) 事務局 事務局長 1人（常務理事兼務）
 事務職員 1人
 作業員 1人
 臨時職員 3人

(2) 補助金の概要

令和5年度に亀岡市から農業公社へ交付された補助金総額は1,200,000円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

（単位：円）

補助金名称	補助金額	補助内容
亀岡市農業振興助成金（安全・安心のエコ農業推進助成金（本市推奨優良畜産堆肥支援））	1,200,000	優良畜産堆肥（さくら有機）を製造販売する組織を対象に、さくら有機の販売に対して、40リットル袋詰め1袋につき100円を助成する。

(3) 指定管理料の概要

令和5年度に亀岡市から農業公社へ支払われた指定管理料は総額で10,100,000円であり、その内訳は以下のとおりである。

(単位：円)

指定管理施設	指定管理料	内訳
亀岡市農業公園	5,100,000	人件費（職員給与等）、事務費（委託費、光熱水費、修繕費等）
亀岡市土づくりセンター	5,000,000	業務用の機材に係る減価償却費

(4) 監査の結果

ア 農業公社に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

イ 産業観光部農林振興課に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

3 亀岡商工会議所の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

亀岡商工会議所（以下、「商工会議所」という。）は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的として、幅広い活動を行っている。また、我が国商工業の発展に寄与することを目的としている。

これらの目的を達成するために、主に次の事業を行っている。

- (ア) 商工会議所としての意見を公表し、これを国会・行政庁等に具申し、又は建議する
- (イ) 行政庁等の諮問に応じて答申する
- (ウ) 商工業に関する調査研究を行う
- (エ) 商工業に関する情報及び資料の収集又は刊行を行う
- (オ) 商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容、その他商工業に係る事項に関する証明・鑑定又は検査を行う
- (カ) 輸出品の原産地証明を行う
- (キ) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用する
- (ク) 商工業に関する講演会又は講習会を開催する
- (ケ) 商工業に関する技術及び技能の普及又は検定を行う
- (コ) 博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行う
- (サ) 商事取引に関する仲介又はあっせんを行う
- (シ) 商事取引の紛争に関するあっせん・調停又は仲裁を行う

- (ス) 商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行う
- (セ) 商工業に関する産業公害についての調査研究又は相談に応ずる
- (ソ) 商工業に関して、商工業者の信用調査を行う
- (タ) 商工業に関して、観光事業の改善発達を図る
- (チ) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行う
- (ツ) 行政庁から委託を受けた事務を行う
- (テ) その他、商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行う

イ 組織（令和6年3月31日現在）

- (ア) 役員
 - 会頭 1人（非常勤）
 - 副会頭 4人（非常勤）
 - 専務理事 1人
 - 常議員 26人（非常勤）
 - 監事 3人（非常勤）
- (イ) 事務局
 - 事務局次長 1人（特別経営指導員）
 - 事務局次長兼課長 1人（経営支援員）
 - 中小企業相談所長 1人（経営支援員）
 - 課長補佐 1人（経営支援員）
 - 一般職員 4人（うち経営支援員3人）
 - パート職員 3人

(2) 補助金の概要

令和5年度に亀岡市から商工会議所へ交付された補助金総額は25,430,000円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

（単位：円）

補助金名称	補助金額	補助内容
亀岡市商工業振興普及事業補助金 （亀岡商工会議所事業活動）	14,000,000	商工会議所が商工業振興普及事業を行うために要する経費の補助

(3) 監査の結果

ア 商工会議所に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

イ 産業観光部商工観光課に対する監査の結果

監査の結果は、概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

4 公益社団法人亀岡市シルバー人材センターの概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益社団法人亀岡市シルバー人材センター（以下、「シルバー人材センター」という。）は、定年退職者等の高齢者（以下、「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保及び提供により、その就業を援助して、高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として活動している。

これらの目的を達成するために、主に次の事業を行っている。

- (ア) 就業機会の開拓提供事業
- (イ) 人材派遣事業
- (ウ) 有料職業紹介事業
- (エ) 生きがい対策事業
- (オ) 地域貢献事業

イ 組織（令和6年3月31日現在）

- (ア) 役員 理事 10人
 （うち理事長1人、専務理事1人）
 監事 2人
- (イ) 事務局 事務局長 1人（専務理事兼務）
 嘱託職員 4人
 アルバイト職員 1人

(2) 補助金の概要

令和5年度に亀岡市からシルバー人材センターへ交付された補助金総額は4,853,000円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

（単位：円）

補助金名称	補助金額	補助内容
公益社団法人亀岡市シルバー人材センター運営補助金	4,853,000	シルバー人材センターに係る人件費及び運営費に対する補助

(3) 監査の結果

ア シルバー人材センターに対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金に係る出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- a 嘱託職員の報酬及び諸手当を支給するにあたり、規程の定めが不十分であったため、適正な支給と判断できないものがあった。

嘱託職員の報酬及び諸手当の支給は、公益社団法人亀岡市シルバー人材センター嘱託職員及び事務補助員の採用等に関する規程（以下、「シルバー人材センター嘱託職員及び事務補助員の採用等に関する規程」という。）に定められている。また、この規程の中で報酬及び諸手当それぞれの額は、公益社団法人亀岡市シルバー人材センター職員給与規程（以下、「シルバー人材センター職員給与規程」という。）に準ずると定められている。

両方の規程に不備が認められたので、規程を見直し適正な支給を行われたい。

- b 補助金実績報告書について、実績報告書文中に「亀岡市補助金等交付要領第7条の規定により」と記載されていた。

亀岡市シルバー人材センター運営補助金交付要領では「亀岡市シルバー人材センター運営補助金交付要領第7条の規定により」と定められている。

決裁等の過程において十分な確認をされたい。

- イ 健康福祉部高齢福祉課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

- (ア) 補助金に係る出納、その他の事務について、次のような事例が見受け

られた。

- a 嘱託職員の報酬及び諸手当を支給するにあたり、規程の定めが不十分であったため、適正な支給と判断できないものがあった。

嘱託職員の報酬及び諸手当の支給は、シルバー人材センター嘱託職員及び事務補助員の採用等に関する規程に定められている。また、この規程の中で報酬及び諸手当それぞれの額は、シルバー人材センター職員給与規程に準ずると定められている。

両方の規程に不備が認められたので、規程を見直し適正な支給が行われるよう改善指示されたい。

- b 補助金実績報告書について、実績報告書文中に「亀岡市補助金等交付要領第7条の規定により」と記載されていた。

亀岡市シルバー人材センター運営補助金交付要領では「亀岡市シルバー人材センター運営補助金交付要領第7条の規定により」と定められている。

決裁等の過程において十分な確認をされたい。

- c 補助金実績報告書について、補助対象の件数及び運営費の記載はあるが、適正に執行されているか確認できなかった。

補助金実績報告書において、補助金がどのような経費に使用されたかを確認した上で、補助金の確定処理を行うよう改善されたい。

「揭示済」

教育委員会欄

告示

亀岡市教育委員会告示第1号

亀岡市立学校通話録音装置の設置及び運用に関する要綱を次のように定める。

令和7年1月14日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市立学校通話録音装置の設置
及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公正かつ適正な職務の執行を確保し、教職員への不当な圧力の排除及び犯罪を防止することを目的として学校に設置する通話録音装置及び通話録音データの適正な管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 学校に勤務する府費負担教職員をいう。
- (2) 学校 亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。
- (3) 通話録音装置 電話機での通話内容を録音し、又は記録する装置をいう。
- (4) 通話録音データ 通話録音装置により録音し、又は記録された音声等をいう。
- (5) 電磁的記録媒体 電子的方式、磁気的方

式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を保存するための媒体をいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 通話録音装置の適正な管理及び運用を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、通話録音装置が設置されている学校の長をもって充てる。

2 管理責任者に事故があるとき又は管理責任者が欠けたときは、管理責任者があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

3 管理責任者は、通話録音装置の適正な管理及び運用に関する事務を行うに当たり必要があると認めるときは、通話録音装置管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くことができる。

4 管理責任者及び管理取扱者は、通話録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他当該通話録音データの適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教職員の責務)

第4条 職務上、通話録音装置により情報を知り得る教職員は、この要綱の規定を遵守し、通話録音装置及び通話録音データの適正な運用に努めなければならない。

2 教職員は、通話録音装置により知り得た情報を第三者に知らせ、又は職務以外の目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(通話録音装置の設置等の公表)

第5条 通話録音装置を設置したときは、その設置及び利用目的について、市のホームページ等により公表するものとする。

(通話録音データの保存)

第6条 通話録音データの保存期間は、当該データを保存する電磁的記録媒体の記録容量の範囲で当該機器により自動更新されるまで

とする。ただし、管理責任者が必要と認める場合は、この限りでない。

2 通話録音データは、記録したときの状態で保存し、編集及び加工をしてはならない。

(通話録音データの提供等)

第7条 通話録音データは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、複製し、又は外部に提供してはならない。

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第69条第2項各号のいずれかに該当すると教育委員会が認める場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認める場合

2 前項各号のいずれかに該当し、通話録音データ又は複製データ（以下「通話録音データ等」という。）の提供を希望する者（以下「申請者」という。）は、亀岡市立学校通話録音データ等提供申請書（別記第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請があったときは、提供の可否を決定し、亀岡市立学校通話録音データ等提供決定通知書（別記第2号様式）又は亀岡市立学校通話録音データ等不提供決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

4 教育委員会は、第1項の規定による通話録音データ等の提供に当たっては、必要かつ適切な範囲に限ることとし、当該提供を受ける者に対し、次に掲げる事項について遵守を求めるものとする。

(1) 通話録音データ等を適正に管理すること。

(2) 提供を受けた目的以外の目的での利用及び第三者への無断提供をしないこと。

(3) 提供を求めた目的を達成したとき、又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに当該通話録音データ等を返却又は消去若しくは破砕すること。

5 教育委員会は、第1項の規定により通話録音データ等を提供したときは、提供年月日、提供先、提供理由、提供した通話録音データ等の記録日時及び内容等必要事項を亀岡市立学校通話録音データ等提供記録簿（別記第4号様式）に記録するものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 通話録音データに含まれる個人情報の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、法、亀岡市個人情報保護法施行条例（令和4年亀岡市条例第26号）及び亀岡市個人情報保護法施行細則（令和5年亀岡市規則第9号）の規定によるものとする。

(苦情の処理)

第9条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第1号

令和7年1月定例総会を下記のとおり公告する。

令和7年1月6日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時
令和7年1月9日（木）
午後1時30分から
- 2 場 所
亀岡市役所 302・303会議室
- 3 議 題
 - ・第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
 - ・第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
 - ・第3号議案 非農地証明交付について
 - ・第4号議案 令和7年2月農用地利用集積計画（農地中間管理機構・利用権設定）
 - ・報告第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について
 - ・報告第2号 農地の形状変更の届出について

「揭示済」